

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じて、特定教育・保育施設の重要事項を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆が閲覧できるようにしなければならないこととするため、改正するものであります。

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により、公衆が閲覧できるようにしなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p><u>(掲示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、その特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に役立つと認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により、公衆が閲覧できるようにしなければならない。</p> <p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(掲示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、その特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に役立つと認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p>